

令和3年8月27日

保護者 様

三郷特別支援学校長 谷ヶ崎 覚

### 緊急事態宣言中における夏季休業期間終了後の本校の対応について

残暑の候、保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より新型コロナウイルスの感染防止に御協力いただき深く感謝申し上げます。

さて、本県では、9月12日（日）まで緊急事態宣言の期間となっておりますが、依然として陽性者が増加しており、家庭内感染だけではなく、多くの学校で夏季休業中の部活動を中心に複数の陽性者が発生しております。9月1日（水）より2学期が始まるにあたり、児童生徒及び教職員の安全を確保し、児童生徒及び教職員一人ひとりが危機感を共有し、感染対策を一層徹底し、教育活動を継続していく必要があります。

つきましては、県教育委員会の方針及び通知等を踏まえ、夏季休業期間終了後の本校の対応について、下記のとおりといたしますので、各御家庭における感染防止につきましても引き続きよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 感染予防の徹底について

##### (1) 健康観察の徹底

ア 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察の徹底を行います。

イ 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校自粛をお願いします。

##### (2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気。保湿の実施

手洗い及びマスクの正しい着用の徹底を行います。

(※一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を保ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があります。)

##### (3) 食事中の会話禁止

食事中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行います。

##### (4) 登下校の際は、直行直帰を徹底します。（自主通学）

#### 2 期間について

令和3年9月12日まで（緊急事態宣言終了まで）

ただし、緊急事態終了後、概ね2週間程度は感染防止の観点から同様の対応を実施します。

#### 3 授業における対応について

##### (1) 自主通学者における時差通学の実施

電車やバスを利用して登校する生徒は3密を避け10時までに登校してください。

(2) 感染リスクを低減させるために

ア 教室内の児童生徒の間隔を可能な限り 2 m（最低 1 m 以上）確保して授業を実施します。

イ クラス、学年、学部をまたいだ活動は極力行わず、可能な限り少人数での学習を実施します。

#### 4 各教科の指導について

感染予防対策を講じてもお感染のリスクの高い活動については行いません。

(1) 長時間、近距離で対面式となるグループワーク及び近距離で一斉に大きな声で話す活動

(2) 音楽における近距離で行う合唱及び音楽器演奏

(3) 家庭科及び生活単元学習等における調理実習

(4) 外部の方を対象にした活動

(5) 保健体育科における、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

#### 5 学校行事について

(1) 始業式等の全校集会

校内放送や I C T を活用します。

(2) 運動会・文化祭等

県教育委員会の通知を踏まえ慎重に検討し、実施する場合は児童生徒及び教職員のみで実施します。

(3) 修学旅行など、泊を伴う校外行事

本県又は目的地の感染状況等により、変更・延期又は中止とします。

(4) 遠足など、泊を伴わない校外行事

本県又は目的地の感染状況等により、県境を越えるものについては、変更・延期又は中止とします。

なお、県内において実施する場合においては、行事の目的、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施します。

#### 6 部活動について

感染防止を徹底した上で、「埼玉県の部活動に関する方針」に基づく活動とします。

毎月お知らせしている「球技部月間予定表」で参加日、参加時間等の確認をお願いします。

#### 7 校内における感染拡大を防止するために

本校の児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合には、接触等があった児童生徒に対し、急遽の出席停止の措置を取る場合もありますので予めご承知おきください。

県立三郷特別支援学校 担 当 教 頭 電 話 048-952-1205
---